

第5号議案 理事の報酬総額について

一会計年度において支給できる理事の報酬総額を16,200,000円とする。

平成29年6月20日提出

理事長 荒木 美智子

参考

報酬総額の算出内訳

(1) 職員を兼務しているもの理事3人の給与合計15,900,000円（報酬なし）

- ・たんぼぼ保育園副園長
- ・照古苑施設長
- ・照古苑非常勤医師

(2) 非常勤理事3人：10,000円×3人×10回／年＝300,000円

【提案理由】

定款第23条に、役員に支給できる報酬等は、評議員会において別に定める総額の範囲内で支給することができる」と規定しているため、評議員会の承認を受けなければならない。